令和元年行（ウ）第３号　公文書非開示決定処分取消請求事件

原告　井原勝介

被告　岩国市代表者兼処分行政庁　市長　福田良彦

準備書面

令和２年３月２６日

山口地方裁判所　民事部　御中

原告　井原勝介　印

　令和２年３月１６日付けで提出された被告の証拠に対して、下記の通り主張する。

記

第１　審理の再開について

　被告が新たに提出した証拠に関して、以下の通り議論が尽くされていない事項があるので、審理の再開を要請する。

第２　岩国市長からの意見照会に対する中国四国防衛局長の回答（乙第２８号証）について

１．「本件協定書は日米合同委員会の議事録の一部を構成する」とされ、本件協定書の開示に反対する重要な根拠とされているが、米軍からのこれまでの回答には、そうした趣旨の内容は含まれていない。本件協定書がどうして日米合同委員会の議事録に該当するのか、その論拠を明確にすべきである。

２．その他の部分は、これまでの国の主張と変わらず、これらに対しては、すでに主張している通りである。

第３　岩国市長からの意見照会に対する米海兵隊岩国航空基地の回答（乙第２９号証の１及び２）について

１．米軍からの回答は、令和２年１月３１日付けで、中国四国防衛局に対して電子メールで行われたとされているが、その原本（英文）を見ると、発信元の表示も日付も記載されていない。これでは、そもそも証拠としての要件を欠いている。

２．米側からの回答（仮訳）には、「条約違反」という記載があるが、原本には該当する記載が存在しない。翻訳の誤りではないか。

３．「日米合同委員会で合意された事項は、日米両政府の合意がない限り、公表しないこととされている」とあるが、根拠とされている１９６０年６月２３日の日米合同委員会合意にどのように記載されているのか、その内容を具体的に示すべきである。

　これまで繰り返し主張してきたように、愛宕山運動施設の共同使用に関する日米合同委員会合意については順次公開されて来ており、整合性がとれない。

　また、本件協定書は、「日米合同委員会合意」そのものではない。日米合同委員会の構成メンバーは日米両政府であるが、本件協定の当事者は岩国市と米軍であり、両者は、本質的に違うものである。仮に日米合同委員会合意に該当するとするのであれば、その論拠を明らかにすべきである。

４．「日米合同委員会において、本件協定書の開示は日米両政府間の取り決めと国際慣行に反すると決定された（has determined）」とされているが、その決定が行われた具体的日時、及びその内容を明らかにすべきである。

５．「本件協定書のインカメラでの公開も、協定違反に当たる」とされているが、本件訴訟における「インカメラ審理」も拒否するという趣旨であろうか。岩国市情報公開・個人情報保護審査会の答申（甲第１３号証）には、「本件対象文書を確認した」との記載があり、「インカメラ審査」が行われたことがわかる。本件訴訟においても当然に「インカメラ審理」が行われるべきであり、実際に行われていると考えていたが、そうでないとすれば、本件協定書の内容にまで踏み込んだ実質的な審理が不可能になる。仮に、被告が「インカメラ審理」を拒否するとすれば、その法的根拠を明らかにすべきである。

６．残念ながら、今回の回答の中にも、本件協定書を開示した場合の米軍の支障について、何も言及されていない。また、「部分開示」に関する考え方についても、何も示されていない。米側の主張は、条例の適用の可否の議論ではなく、日米合同委員会で決まっているから公開できないということに尽きる。

７．被告は「本件協定書は、日米合同委員会議事録の一部を構成する」とし、それを非開示の重要な根拠の一つとしている。仮に、そうだとすれば、条例以前の問題として、議事録を非公開にすることは一つの考え方である（但し、部分開示は別途検討する必要がある。）。しかし、本件協定書が議事録に該当しないことはすでに主張した通りであり、また、米側の回答にもそうした記載はない。従って、こうした論点をまず明確にすべきである。